

[事案 21-43] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 22 年 4 月 28 日 裁定終了

< 事案の概要 >

定期預金が満期になり、募集人（銀行員）の説明を受け変額年金保険に加入したが、募集人の説明は虚偽の内容であったので、契約を無かったことにして、支払済みの一時払保険料を返してほしい。

< 申立人の主張 >

平成 18 年 10 月、定期預金が満期になり継続手続きのために銀行を訪れたところ、募集人（銀行員）の勧めにより「最低保証付変額保険（年金受取型）」に 2 件加入したが、下記のとおり、募集人の説明は事実と異なる内容であったので、契約を無かったことにして、払い込んだ保険料を返してほしい。

- (1) ハイリスクの商品であるのに、利回り 4 % の確実なハイリターンの商品であると説明され、それを信じて加入したが、実際は全く異なり、ハイリスク及びノーリターンの商品であった。
- (2) また、2 ~ 3 年後に中途解約することも可能で、高額な解約返戻金がもらえる商品であるとの虚偽の説明を受けた。
- (3) 保険会社と銀行は、「契約月別シミュレーション表」を新規募集資料に使用し、共謀して詐欺紛い(まがい)のマニュアルで顧客獲得をしている。

< 保険会社の主張 >

下記のとおり、募集人は適切な説明をしており、虚偽の説明をした事実はなく、保険料返還の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 利回り 4 % の商品であるとの説明はしておらず、商品内容、重要事項については、パンフレット、契約概要、注意喚起情報等を使用のうえ、説明している。
- (2) 元本割れリスクについては、パンフレットの資産運用実績例表を用いて、運用実績が 6%・4%・0%・- 2% の場合について各々説明するとともに、解約控除が発生すること、0% の運用実績でも解約控除等により元本割れする点を説明している。また、注意喚起情報については、申立人と読み合わせを行いながら、リスクについても説明を行っている。
- (3) 新契約時に、「契約月別シミュレーション表」は当社の募集資料として正規に登録されたものであり、使用することは不正なことではない。

< 裁定の概要 >

申立人の主張の法的根拠は明らかではないが、善解すると、消費者契約法 4 条 1 項 1 号（不実告知）または 2 号（断定的判断の提供）に基づく取消し、詐欺による取消し（民法 9 6 条 1 項）要素の錯誤による無効（民法 9 5 条本文）を主張するものと解され、裁定審査会では、申立人・保険会社から提出された書面、申立人および募集人からの事情聴取の内容にもとづきこれらの点につき審理した。

その結果、下記(1)~(5)等の事実を認めることが出来、このような事実を踏まえれば、募集人は、本件商品のリスクについても説明したものと推認するのが合理的である。確かに、パンフレット中の「特別勘定の資産運用実績例表」の 3 頁では、運用実績「4 % の場合」の数字にのみ書き込みがあるが、4 頁では、「0 % の場合」と「- 2 % の場合」の「10 年・年金原資」の箇所にも書き込みが見られるから、運用実績「4 % の場合」以外の説明を全

くしていないとは考えにくい。この点、申立人は、募集人から4%で確実に運用する商品であると説明されたから、それを信じ切ってしまった、生命保険に入るつもりは全くなかった、定期より率の良い定期預金のような商品だという認識しかなかった、と述べるが、前述のような事実に照らすと不自然なように思われる。

- (1) パンフレットには、「引受保険会社」として「生命保険会社」と明記されており、「この保険は、特別勘定の運用実績に応じて積立金額が変動し、年金支払開始日の前日末の積立金額にもとづいた年金額をお支払いする変額年金保険です。」「解約返戻金額は、運用実績により一時払保険料（元本）を下回ることがあります。」と記載されている。
- (2) 申立人は、募集人がパンフレット中の「特別勘定の資産運用実績例表」で例示されている運用実績4%の場合のみを強調して説明したと述べるが、同表には運用実績が6%、0%、-2%の各場合も例示されている上、「ご確認ください」として、「記載の数値は、例示の運用実績が据置期間中一定でそのまま推移したと仮定して計算したものです。実際のお受取額は、運用実績により増減しますので、将来のお受取額をお約束するものではありません。」「例示の運用実績は上限・下限を示すものではなく、6%を上回る場合も、-2%を下回る場合もあります。」と明記されている。さらに、同3頁には、「解約返戻金額について」として「解約返戻金額は、運用実績により一時払保険料を下回ることがあります。」との記載もある。
- (3) 契約申込書の表には「生命保険契約申込書（保険商品名）」と明記され、「引受保険会社」として「生命保険会社」と記載されている。契約申込書兼告知書の宛先は「生命保険会社」と記載され、「保険契約者」「被保険者」「死亡給付金受取人」（申立人は自ら死亡給付金受取人を に指定している）「一時払保険料（満了時最低保証金額）」欄が設けられている。
- (4) 「ご契約重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」には、「最低保証付変額保険（年金受取型）のリスクについて」として「運用実績によっては、積立金額・解約返戻金額・死亡給付金額および災害死亡給付金額が一時払保険料を下回ることがあります」と目立つように記載され、「解約時のお取扱いについて」として途中解約の場合の不利益について明記されている。
- (5) 申立人も、勧誘の際、上記パンフレット、契約申込書、「ご契約重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」、さらに「ご契約内容（契約概要）」「特別勘定のしおり」を見せられたことは認めており、また、募集人がこれらの書類を利用せずに商品内容を説明することは困難と思われる。

以上の次第から、募集人が、申立契約締結に際し、重要事項について事実と異なることを告げたり、将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供したりしたとは認められず、消費者契約法4条に基づく取消しは認められない。欺罔行為も認められないから、詐欺による取消し（民法96条1項）も認められない。また、錯誤の存在を認めることは困難であり、仮に錯誤が認められ、それが要素の錯誤に当たるとしても、パンフレット等の募集資料には本件商品のリスクを含む重要事項の説明が随所に記載されており、表意者（申立人）には重大な過失があると言わざるを得ないから、申立人から無効を主張することはできない（民法95条ただし書き）。

したがって、申立てを認めることが出来ないため、生命保険相談所規程第44条により裁定

書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。